



東京矯正管区福祉情報

けやき



「社会復帰支援指導プログラム」

【高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導】

法務省は、刑事施設において、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、2014年度(平成26年度)から「社会復帰支援指導プログラム」(下記、参照)の試行を一部の施設で開始し、2017年度(平成29年度)からは全国的に展開しています。このプログラムでは、刑事施設の職員による指導のほか、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導などを行っています。2018年度(平成30年度)の受講開始人員は761人でした。

社会復帰支援指導プログラムの概要

■ 指導の目標

高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し、次のことを目標として指導に当たる。

- ① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
- ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

● 対象者

- ① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者(現に福祉的支援の対象となっている者を含む)
- ② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者

● 指導者

刑事施設職員(刑務官、法務教官、社会福祉士等)、関係機関・団体職員

● 指導方法

グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話等

● 実施頻度等

1単元60分 全18単元
標準実施期間:4~6か月

刑事施設における一般改善指導 社会復帰支援指導プログラム		
● 指導の目標 高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し、① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。 ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。 ● 対象者 ① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者(現に福祉的支援の対象となっている者を含む) ② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者 ● 指導者 刑事施設職員(刑務官、法務教官、社会福祉士等)、関係機関・団体職員 ● 指導方法 グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話等 ● 実施頻度等 1単元60分 全18単元 標準実施期間:4~6か月		
カリキュラム		
単元	単元項目	概要
1	オリエンテーション	プログラムの目的と意義を説明させ、動機付けを図る。
2	基本的な生活能力・体力の維持及び向上(生活動作のトレーニング)	体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力の向上を図る。
3	基本的な動作能力の維持及び向上(身体活動のトレーニング)	仕事を求めることが求められていることから理解させ、日常生活で必要となる動作能力の向上を図る。
4	基本的な動作能力の向上(身体活動のトレーニング)	仕事を求めることが求められていることから理解させ、日常生活で必要となる動作能力の向上を図る。
5	心身の健康	心身の健康について理解させ、健康を維持する方法を指導する。
6	基本的な生活能力の向上②(生活動作のトレーニング)	地域社会の一員として、自給自足生活を維持することが重要であることを理解させ、自給自足生活を維持させる。
7	基本的な生活能力の向上③(生活動作のトレーニング)	地域社会の一員として、自給自足生活を維持することが重要であることを理解させ、自給自足生活を維持させる。
8	基本的な生活能力の向上④(生活動作のトレーニング)	地域社会の一員として、自給自足生活を維持することが重要であることを理解させ、自給自足生活を維持させる。
9	社会復帰に向けた基礎的知識の習得①(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得①(生活動作のトレーニング)
10	社会復帰に向けた基礎的知識の習得②(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得②(生活動作のトレーニング)
11	社会復帰に向けた基礎的知識の習得③(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得③(生活動作のトレーニング)
12	社会復帰に向けた基礎的知識の習得④(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得④(生活動作のトレーニング)
13	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑤(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑤(生活動作のトレーニング)
14	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑥(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑥(生活動作のトレーニング)
15	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑦(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑦(生活動作のトレーニング)
16	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑧(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑧(生活動作のトレーニング)
17	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑨(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑨(生活動作のトレーニング)
18	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑩(生活動作のトレーニング)	社会復帰に向けた基礎的知識の習得⑩(生活動作のトレーニング)

出典：法務省資料による。

報告1「東京矯正科学研究会」

「第52回東京矯正科学研究会」

開催日:令和2年1月30日(木)

会 場:さいたま新都心合同庁舎2号館(埼玉県さいたま市)

令和2年1月30日(木), さいたま新都心合同庁舎2号館において, 「第52回東京矯正科学研究会」が開催されました。

研究発表では各ブロックに分かれ, 管区指定課題と施設重点課題等について, 各施設の取組が発表されました。

各施設の福祉専門官等もメンバーとなり, さまざまな福祉的支援等の取組がされております。



報告2「福祉専門官等管区ブロック研究会」

「令和元年度福祉専門官等管区ブロック研究会」

開催日:令和2年2月3日(月) 会場:府中刑務所(東京都府中市)

5日(水) 会場:黒羽刑務所(栃木県大田原市)

12日(水) 会場:東日本成人矯正医療センター(東京都昭島市)

17日(月) 会場:東日本少年矯正医療・教育センター(東京都昭島市)

令和2年2月3日(月)~17日(月)にかけて, 管内4施設を会場に「令和元年度福祉専門官等管区ブロック研究会」が開催されました。本研究会は, 福祉的支援に係る福祉専門官等の知識・技能, その他専門性の向上を図る目的から平成28年度から開催されているものです。

矯正施設からは福祉専門官及び社会福祉士を中心に, 福祉的支援を担当する刑務官, 教育専門官等が参加され, 福祉的支援に係る課題等について, 意見交換及び情報共有を図ることができました。



施設紹介「さいたま少年鑑別所」

所在地:埼玉県さいたま市

昭和24年開庁, 昭和51年現在地に新築・移転

平成31年1月さいたま法務少年支援センターサテライト(さいたま新都心)設置

【さいたま法務少年支援センターの取組】

○対象者:個人援助(一般の方々)・機関等援助(学校・教育関係機関, 児童福祉関係機関, 地方自治体, NPO等民間団体, 保護観察所, 刑事施設, 少年院, 警察, 検察庁等)

○内 容:心理相談・指導法などへの相談・事例検討会への参加・研修会, 講演会への講師派遣・法教育の実施・地域の関係機関のネットワークへの参画など

